

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

■風水害の特性 地域防災計画第1編第4章第3節 を引用・参照

ア 大雨や洪水時には、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸に被害が発生する。

イ 市内の河川は天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水による水害が起こりやすい。

ウ 大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。
また、大型台風が本県の西側を北東に進むときは、暴風による大きな被害が発生する。

エ 古くからの集落や市街地の多くは、自然堤防や段丘上に位置していることから浸水被害等は少ないが、近年開発された市街地では浸水被害の危険性が高い。

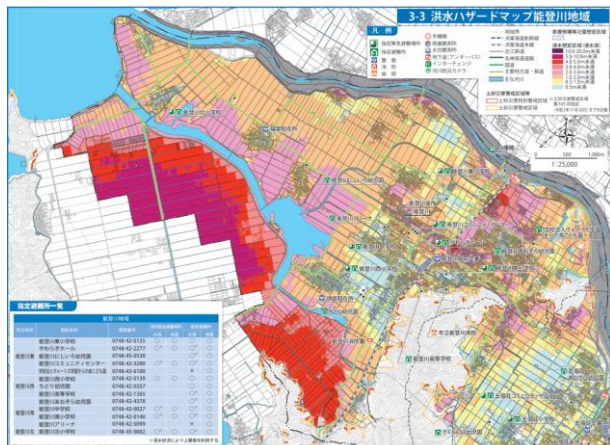
■風水害の被害想定 地域防災計画第1編第4章第4節 を引用・参照

市の河川は、市東部の山地から流下して、一級河川愛知川、及び日野川に合流し琵琶湖に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水のはん濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。

(洪水：ハザードマップ)

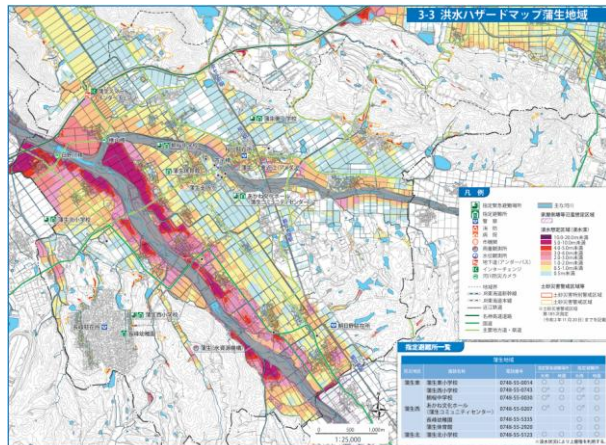
琵琶湖に近く、愛知川沿岸である能登川地域及び日野川沿岸である蒲生地域では、2メートルを超える浸水が想定されている。

= 能登川地区 洪水ハザードマップ =



※出典:東近江市 防災マップ 保存版 (発行:令和3年5月)

= 蒲生地区 洪水ハザードマップ =



※出典:東近江市 防災マップ 保存版(発行:令和3年5月)

(土砂災害：東近江市地域防災計画) 地域防災計画第1編第4章第4節 を引用・参照

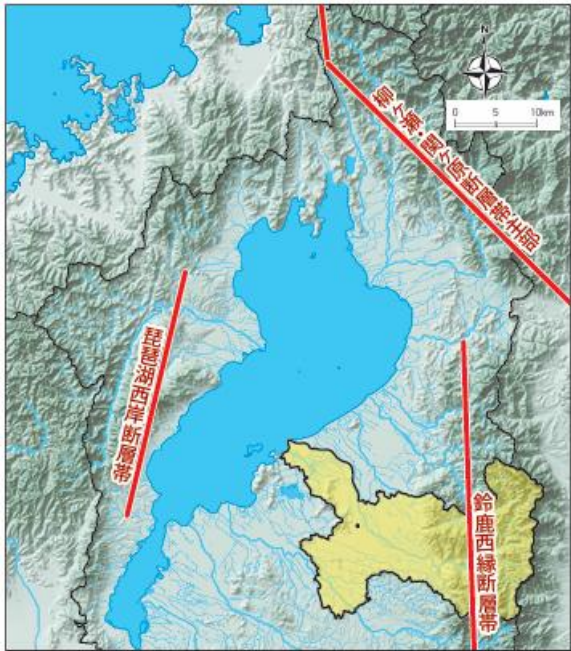
市の東部に山地が形成されており、山地を流下する河川沿いの平坦地に集落等が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流やがけ崩れ等の土砂災害の発生する危険性があり、市域には多くの土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。

(地震：ハザードマップ)

本市では、海溝型地震と3つの直下型地震が発生すると影響が大きいと想定されている。3つの活断層のうち、市に最も大きな被害をもたらすのは「鈴鹿西縁断層帯地震」と想定されており、最大で震度7、今後30年以内の地震発生確率は0.08～0.2%とされている。また、地震発生時の液状化の危険度は能登川地域と蒲生地域の一部で高いと示されている。

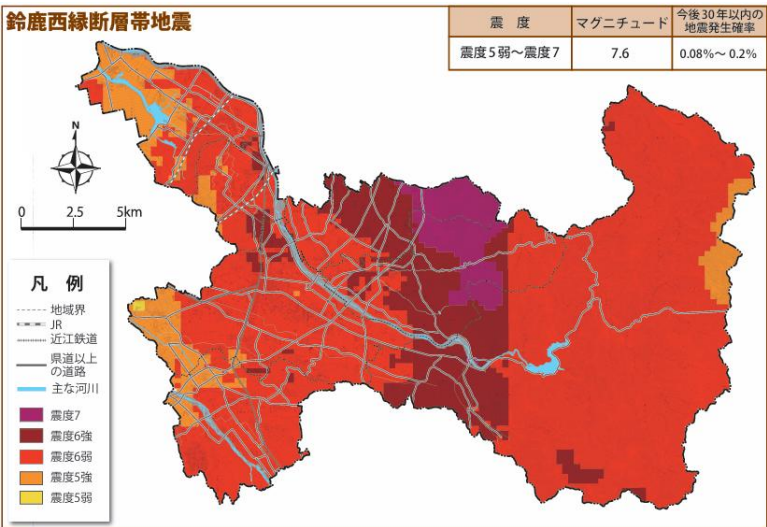
- ※断層帯：鈴鹿西縁断層帯 (M7.6)
- 琵琶湖西岸断層帯 (M7.8)
- 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (M7.8)

○琵琶湖を取り巻く活断層帯



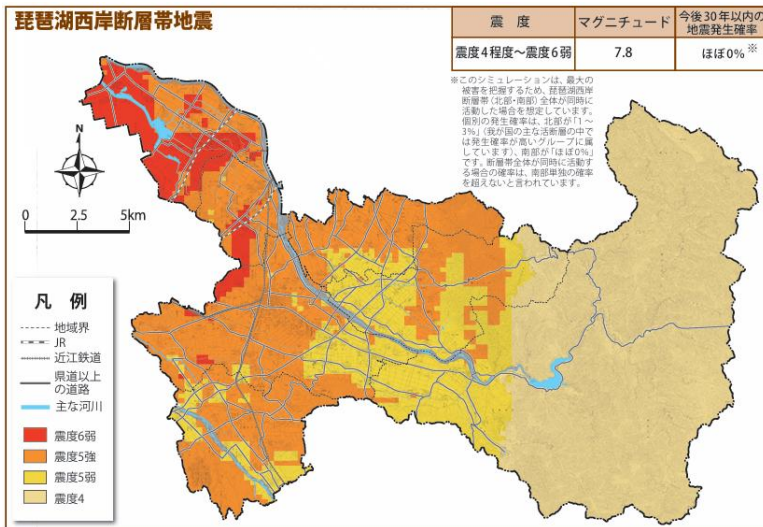
活断層の出典：独立法人 防災科学技術研究所 地震ハザードステーションJ-SHIS

○鈴鹿西縁断層帯で起こる地震についての影響



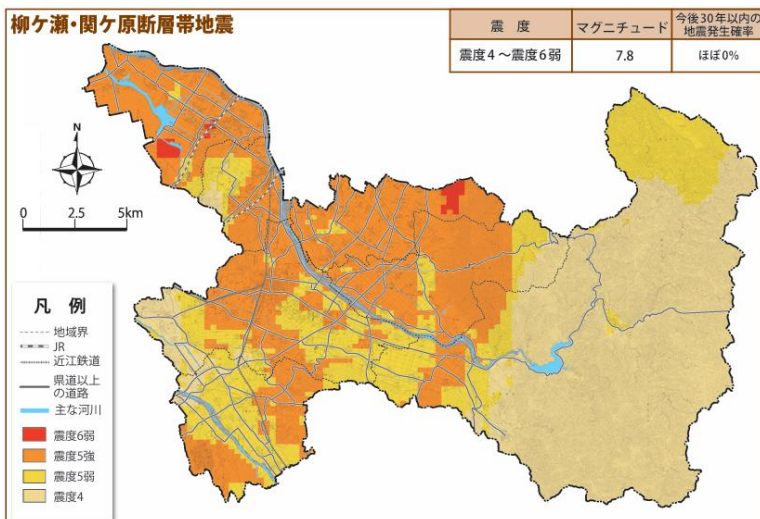
※出典：滋賀県地震被害想定(訂正版 平成26年3月)

○琵琶湖西岸断層帯でおこる地震についての影響



※出典:滋賀県地震被害想定(訂正版 平成26年3月)

○柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯でおこる地震についての影響



※出典:滋賀県地震被害想定(訂正版 平成26年3月)

(2) 新感染症について

■計画の背景及び策定の経緯 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要から引用・参照

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の新感染症は、発生するとほとんどの人が免疫を獲得していないため、大流行となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このことから国全体の危機管理として対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行され、これに基づき東近江市の行動計画は策定された。

東近江市については、新型インフルエンザ等対策行動計画が、平成27年3月に策定をされた。

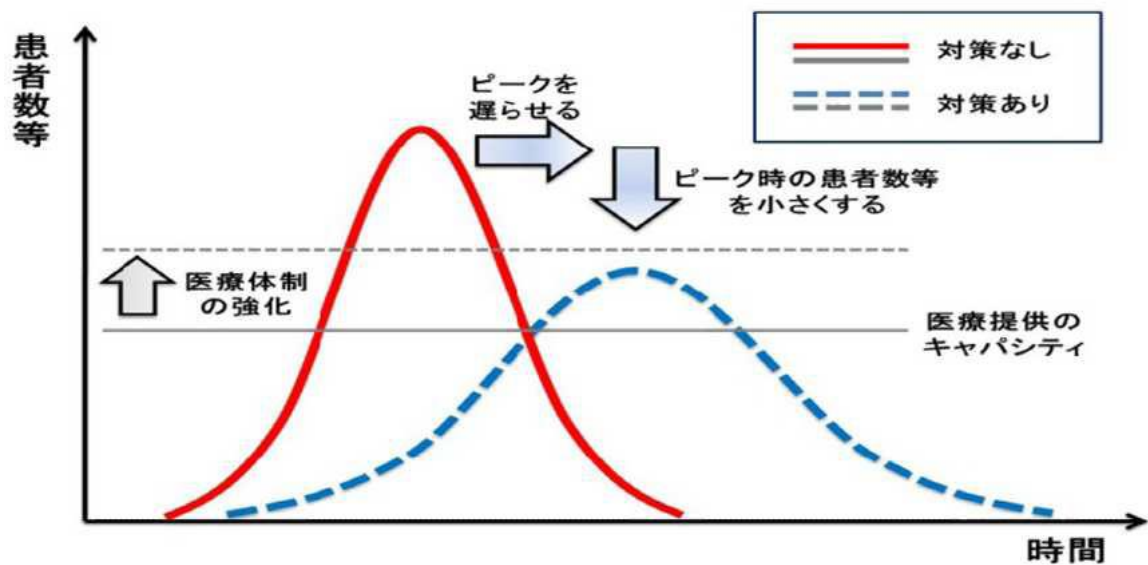
■計画の対象となる感染症 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要から引用・参照

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症
(全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る)

■行動計画 策定の目的 東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要から引用・参照

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民の生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果 概念図>



(出典：東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要 より)

(3) 東近江市内の商工業者の状況

- ・商工業者の事業所等数 4, 4 4 3
- ・うち小規模事業者の事業所数 3, 0 5 6

【内訳】

業種		商工業者 事業所数	小規模事業者 事業所数	備考
商工 業者	建設業	6 1 4	5 9 6	市内に広く散在している
	製造業	5 7 6	4 2 4	市内に広く散在している
	卸・小売業	1, 0 4 7	6 4 2	各地域の主要地に所在
	その他	2, 2 0 6	1, 3 9 4	市内に広く散在している

(4) これまでの取組

①当市の取組

=防災について=

- ・地域防災計画の策定、総合防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発
- ・防災用資機材等の整備
- ・備蓄品の管理・更新

=感染症について=

- ・情報収集・情報提供及び共有
- ・予防及びまん延防止
- ・予防接種(特定接種、住民接種)
- ・医療体制の構築
- ・市民生活及び市民経済の安定確保

②当会の取組

=防災について=

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・会員事業者の危機管理意識の醸成と損害保険加入のための損保会社の紹介
- ・東近江市が実施する総合防災訓練への参画

=感染症について=

- ・予防的措置の実施
会員事業所に対し、感染症流行時のマスク着用奨励
会員事業所に対し、手洗い・うがいの励行推奨
商工会事務所内に於いては、感染症拡大防止のための加湿器稼働

II. 課題

=防災について=

- ・当会、当市ともマニュアル等の作成により危機管理対策はできているが、それを十分に地区内小規模事業者にも周知できておらず、被災後の事業継続が危ぶまれる。
- ・災害発生時の現場対応力が不足しており、被災後においても
現在と同等の経済活動ができるような事前準備が必要となる。

=感染症について=

- ・東近江市内で新感染症が拡大した場合の、会員事業所への案内周知。
- ・また、商工会に於いては、同じ事務所内で多人数の職員が密集して仕事をしている(分散勤務していない)為、新感染症の拡大リスクは非常に高い。

III. 目標

=防災について=

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における情報共有を密にする。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制を平時から構築する。

=感染症について=

- ・新型ウイルス感染症患者が出た場合に、初期段階での感染情報の開示、及び感染情報の共有。
- ・また、ほか事務所職員に感染していないかどうか、早急なる診断と感染者の隔離措置をおこなう様にする。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成 24 年に締結した「災害時における物資の供給ならびに応急救援活動への応援に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画を参照し、新感染症への取組をおこなう様にする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクや感染症リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等の情報発信を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に対し、経営指導員が対応できない高度専門的な内容の場合は、専門家を招き事業継続の取組支援を行う。
- ・新感染症が急拡大・蔓延した場合には、商工会ホームページや L I N E 等の告知手段で、新感染症に対する情報周知に努める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成 25 年に危機管理マニュアルを作成（別添）。
- ・令和 7 年度 事業継続力強化支援計画書 策定時に、新感染症に対する対策を追記。

3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P 等取組状況の確認を巡回指導時に行う。
- ・東近江市、八日市商工会議所及び東近江市商工会の 3 者が連絡会議を年 1 回以上開催し、状況確認、改善点等について協議する。

4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後・発症後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、災害のランクに応じ、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- ・新感染症の感染拡大時には、感染の爆発的拡大を抑止することが、とても大切である。

○想定する災害ランク

災害の ランク	災害の内容
A	《事務局機能が不能になると想定される》 ■震度 5 強以上の地震が発生、又は発生する恐れがある時 ■大規模火災が発生した時 ■台風を原因とする災害が発生、又は発生する恐れがある時 ■大雨による災害が発生、又は発生する恐れがある時 ■その他甚大な被害が発生、又は発生する恐れがある時 ■新型インフルエンザ等が発生、又は発生する恐れがある時
B	《事務局機能の大幅低下が想定される》 ■震度 5 弱の地震が発生した時 ■洪水・火災が発生、又は発生する恐れがある時 ■その他域内に被害が発生、又は発生する恐れがある時 ■気象庁から各種警報が発令された時
C	《事務局機能の軽微な低下が想定される》 ■震度 4 の地震が発生した時 ■気象庁から注意報が発令された時 ■商工会の近隣において停電、又は火災が発生した時

○新感染症についての発生段階ランク（例：新型インフルエンザ感染症）

発生段階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では発生していない状態
県内発生早期	県又は市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県 内 感 染 期	大規模流行が発生し、患者の接触歴が追えなくなった状態
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態

（出典：東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要 より）

○新感染症について、東近江市の被害想定

インフルエンザの重症度	全国の想定		県内の想定		市内の想定	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
①発症率	25%が発症		同左		同左	
②発症者数	約3,190万人		約35万人		約2.9万人	
③医療受診者	約1,300万人～2,500万人		約14.4万人～27.6万人		約1.2万人～2.3万人	
④入院患者数上限	約53万人	約200万人	約5,800人	約22,000人	約480人	約1,800人
⑤死亡者数上限	約17万人	約64万人	約1,900人	約7,000人	約150人	約580人
⑥最大入院患者数 （1日あたり）	約10.1万人	約39.9万人	約1,100人	約4,400人	約 90人	約360人

※市の人口115,758人(平成26年3月末日)

（出典：東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要 より）

1) 応急対策の実施可否の確認と方針の決定

○災害発生時の被害状況確認手順

A・Bランク災害への対応	Cランク災害への対応
①職員の安否を即座に確認 ②非常時連絡網による連絡 ③連絡手段の確保（使用可能な機器を確認） ④危機対策本部の設置（V級職員以上は参集） ⑤ライフラインの確認 ⑥優先業務以外の業務を縮小 ⑦地域内被害状況の確認	①職員の安否を即座に確認 ②非常時連絡網による連絡 ③ライフラインの確認 ④地域内被害状況の確認

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で、災害被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～3週間	1日に1回共有する。
3週間以降	災害状況に応じて、協議し決定する。

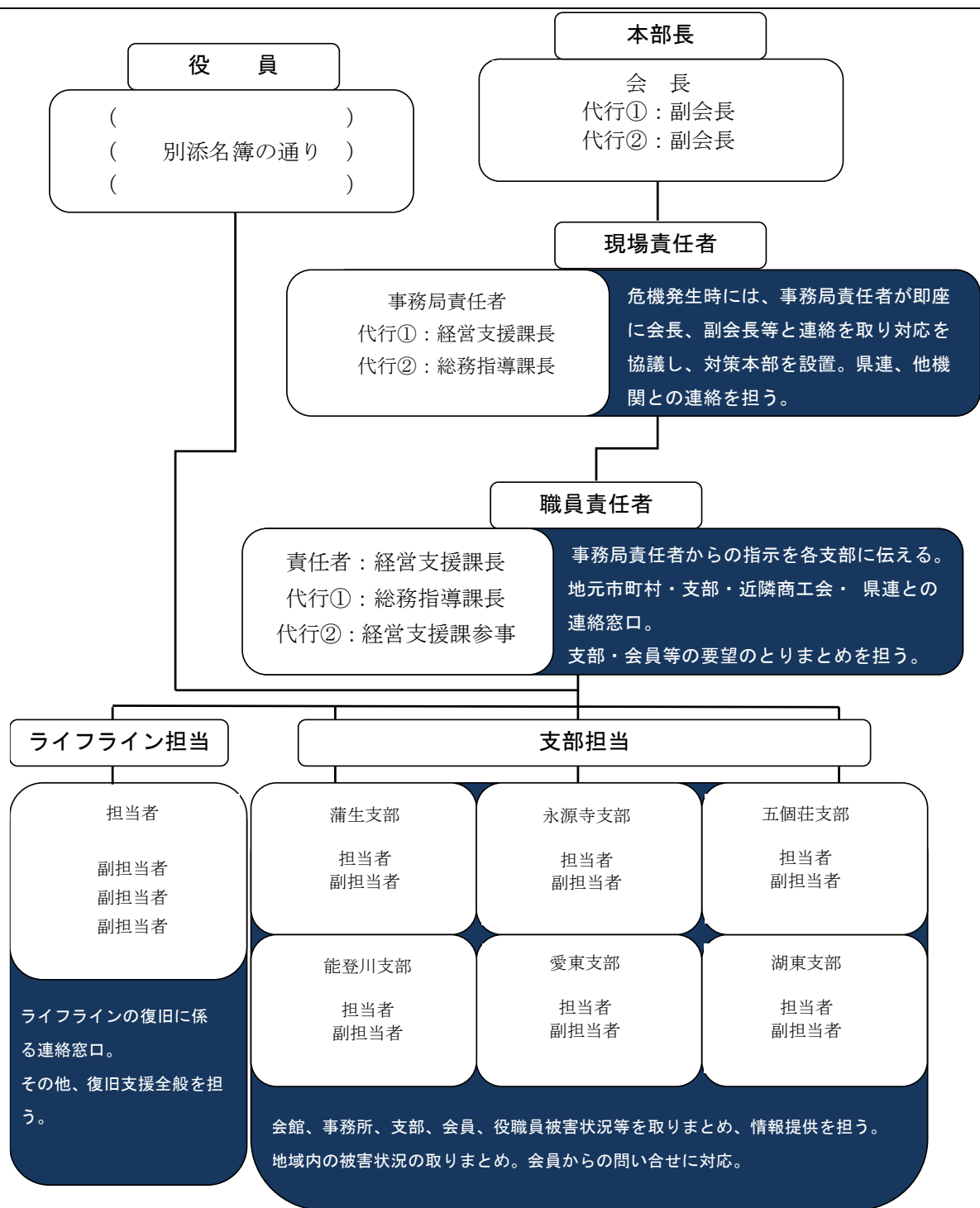
<3. 災害発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・上記災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができるように非常時連絡網（＝対策本部機構図）を作成し運用する。職員自身が被災するなど応急対策ができない場合は、現場責任者の指示のもと柔軟に役割分担を変更する。

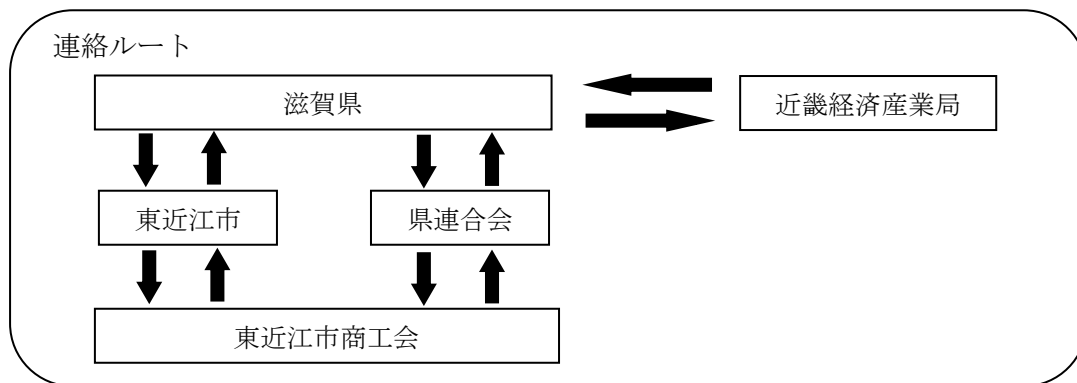
○新感染症対策推進のための東近江市での役割分担

国	・国全体の態勢の整備、対策の推進 ・地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援
県	・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体（中心的な役割）
市	・地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、要援護者支援等、国が示す基本的対処方針に基づき対策を実施
医療機関	・発生に備えた院内感染対策や医療資材器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
登録事業者	・発生に備えた感染対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・新型インフルエンザ等発生時における業務の継続
一般の事業者	・発生に備えた職場における感染対策の実施 ・新型インフルエンザ等発生時に、一部事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止のための措置の徹底
市民	・新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等の知識の習得 ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染対策の実践、食料品、生活必需品等の備蓄等 ・発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

（出典：東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要 より）



- ・ 当会と本市の被害状況の確認方法は、①FAX②メール③電話④口頭により行う。
(使用可能な機器を調査し①から順に活用する。)
- ・ 当会と本市の被害額(合計、建物、設備、商品、仕掛品、原料等)の算定方法は、
新規購入価格、販売価格、仕入れ価格を用いる。
- ・ 当会と本市が共有した情報は、全国商工会連合会が推奨する被害状況調査書式に
より、県連合会へ報告する。被災地からの支援要請、国・県への支援施策要望等は
重要な業務となるため、県連合会より県・国へ報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・地区内の被害状況を確認した後、東近江市と相談を行い、事業者向けの相談窓口を開設する。
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被害小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県連合会に相談する。

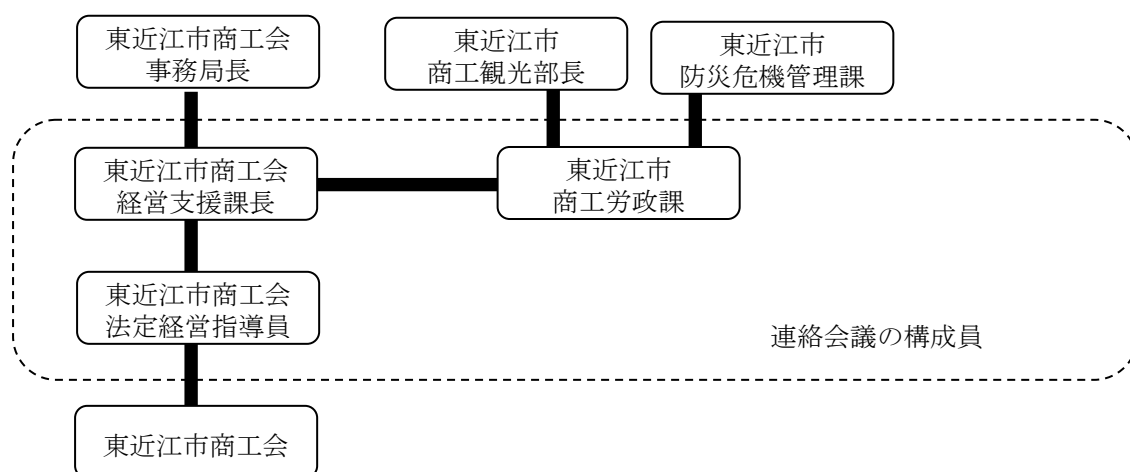
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

増田 信之 電話 0749-45-5077

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画及び実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (2) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

東近江市商工会 経営支援課

〒527-0113 滋賀県東近江市池庄町505番地

電話 0749-45-5077 FAX 0749-45-5088

E-mail higashiomi-shoko@e-omi.ne.jp

②関係市町

東近江市 商工観光部 商工労政課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

電話 0748-24-5565 FAX 0748-23-8292

E-mail syoko@city.higashiomi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	300	400	400	300
専門家派遣	300	300	300	300	300
チラシ作成	100	0	100	100	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県連合会事業費、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	